

令和4年産 畑作物共済(蚕繭)に適用する単位当たり共済金額の範囲

都道府県名	岩手県	単位当たり共済金額の範囲					左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分						
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	岩手県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	岩手県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	岩手県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。